



医薬品副作用被害救済制度申請数

医薬品副作用被害救済制度は、医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害を受けた方に対して、医療費等の給付を行い、被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的として、昭和55年に創設された制度です。

当院では救済制度利用は1987年を初年に本年までで2例の死亡を含む43例を申請しており、内、本年は1件（申請率：10%）を報告しました。本年は少ない申請件数となりましたが、これまでの総数で見ると、全国の申請数の総計が（760～800未満/年）であり、病床数99床の当院の申請数は非常に高い件数です。

副作用の早期発見、重症化の未然防止の為に副作用事例・情報を収集し院内・系列診療所での情報共有に努めて、被害患者の救済の為に積極的に救済制度利用をすすめております。

